

令和6年度 集団指導

令和6年度 介護報酬改定 〔指定居宅介護支援〕

日向市 健康長寿部
高齢者あんしん課 介護認定係

目 次

1.通則等〔端数処理〕	P.3	【減算】12.同一建物減算	P.41
2.通則等〔他サービスの利用〕	P.4	【加算】13.特別地域居宅介護支援加算	P.43
3.通則等〔認知症高齢者の日常生活自立度の決定方法〕	P.6	【加算】14.中山間地域等における小規模事業所加算	P.44
4.居宅介護支援費	P.7	【加算】15.中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	P.46
5.居宅介護支援費(1)	P.10	【加算】16.初回加算	P.47
6.居宅介護支援費(2)	P.15	【加算】17.特定事業所加算	P.50
7.居宅介護支援費〔月途中の変更等〕	P.17	【加算】18.特定事業所医療介護連携加算	P.71
【減算】8.運営基準減算	P.20	【加算】19.入院時情報連携加算	P.73
【減算】9.特定事業所集中減算	P.24	【加算】20.退院・退所加算	P.78
【減算】10.高齢者虐待防止措置未実施減算措置未実施減算	P.36	【加算】21.緊急時等居宅カンファレンス加算	P.93
【減算】11.業務継続計画未策定減算	P.38	【加算】22.ターミナルケアマネジメント加算	P.97

1.通則等〔端数処理〕

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

(1) 算定上における端数処理について

① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

ただし、特別地域加算等の支給限度額管理対象外となる加算や事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者20人以上にサービスを行う場合の減算を算定する場合等については、対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとする。

(例1)訪問介護(身体介護中心 30分以上1時間未満で387単位)

・夜間又は早朝にサービスを行う場合、所定単位数の25%を加算 … $387 \times 1.25 = 483.75 \rightarrow 484$ 単位
・この事業所が特定事業所加算(IV)を算定している場合、所定単位数の3%を加算 … $484 \times 1.03 = 498.52 \rightarrow 499$ 単位
* $387 \times 1.25 \times 1.03 = 498.2625$ として四捨五入するのではない。

(例2)訪問介護(身体介護中心 30分以上1時間未満で387単位)

・月に6回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、対象となる単位数の合計に15%を加算 … $387 \times 6回 = 2,322$ 単位
 $2,322 \times 0.15 = 348.3 \rightarrow 348$ 単位

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。

(例)前記①の事例(例1)で、このサービスを月に8回提供した場合(地域区分は1級地)
 499 単位 $\times 8回 = 3,992$ 単位
 $3,992$ 単位 $\times 11.40$ 円/単位 $= 45,508.80$ 円 $\rightarrow 45,508$ 円

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

2.通則等〔他サービスの利用〕

【基本法令】

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

注11 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）、認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは複合型サービス（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

（2）サービス種類相互の算定関係について

特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。

ただし、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。

また、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間については、訪問介護費、訪問入浴介護費、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費、通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費及び複合型サービス費は算定しないものであること。

また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定単位数は算定できない。例えば、利用者が通所サービスを受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、訪問介護の生活援助として行う場合は、本人の安否確認・健康チェック等も合わせて行うべきものであることから、訪問介護（生活援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない（利用者不在時の訪問サービスの取扱いについては、当該時間帯に通所サービスを利用するかどうかにかわらず、同様である。）。

なお、福祉用具貸与費については、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

2.通則等〔他サービスの利用〕厚生労働省Q&A

<外泊時における居宅サービス>

Q.施設入所(入院)者の外泊時に介護保険の給付対象となる居宅サービスを受けられるか。

12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A /c

A. 泊時であっても、利用者の生活の本拠は介護保険施設であり、居宅要介護高齢者と認められない(入所(入院)者である)ため、介護保険の給付対象となる居宅サービスを受けることはできない。(自己負担で受けることは可能である。)

3.通則等〔認知症高齢者の日常生活自立度の決定方法〕

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正：令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

（7）「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について

- ① 加算の算定要件として「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」という。）を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書（以下この号において「判定結果」という。）を用いるものとする。
- ② ①の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）に基づき、主治医が記載した同通知中「3 主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「3. 心身の状態に関する意見（1）日常生活の自立度等について・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。
- ③ 医師の判定が無い場合（主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。）にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2（4）認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。

4. 居宅介護支援費

居宅介護支援費(Ⅰ)(単位/月)

・居宅介護支援費(Ⅱ)を算定していない事業所

	改定前	改定後
居宅介護支援(i)		
要介護1又は2	1,076	1,086
要介護3.4又は5	1,398	1,411
居宅介護支援(ii)		
要介護1又は2	539	544
要介護3.4又は5	698	704
居宅介護支援(iii)		
要介護1又は2	323	326
要介護3.4又は5	418	422

居宅介護支援費(Ⅱ)(単位/月)

・指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

	改定前	改定後
居宅介護支援(i)		
要介護1又は2	1,076	1,086
要介護3.4又は5	1,398	1,411
居宅介護支援(ii)		
要介護1又は2	539	544
要介護3.4又は5	698	704
居宅介護支援(iii)		
要介護1又は2	323	326
要介護3.4又は5	418	422

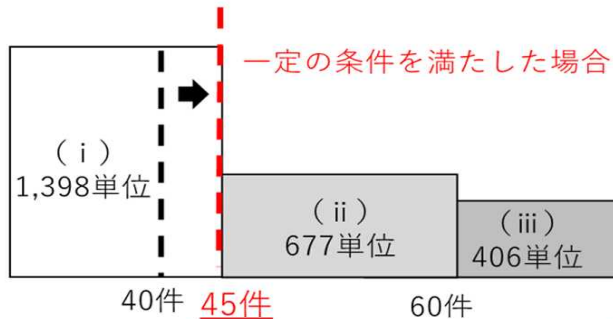
4. 居宅介護支援費

	常勤換算1人当たりの取扱件数	算定区分	左の区分を割り当てる利用者の部分 (契約の古い利用者から順番に割り当てる)
居宅介護支援費(I)	40件未満	i	全ての利用者(1～39件)
	40件以上60件未満	i	1件目～39件目の部分
		ii	40件目～59件目の部分
	60件以上	i	1件目～39件目の部分
		ii	40件目～59件目の部分
		iii	60件目以降の部分
居宅介護支援費(Ⅱ)	45件未満	i	全ての利用者(1～44件)
	45件以上60件未満	i	1件目～44件目の部分
		ii	45件目～59件目の部分
	60件以上	i	1件目～44件目の部分
		ii	45件目～59件目の部分
		iii	60件目以降の部分

4. 居宅介護支援費

介護支援専門員1人当たりの取扱件数

< 現行 > 例：要介護3・4・5の場合 居宅介護支援費Ⅱ



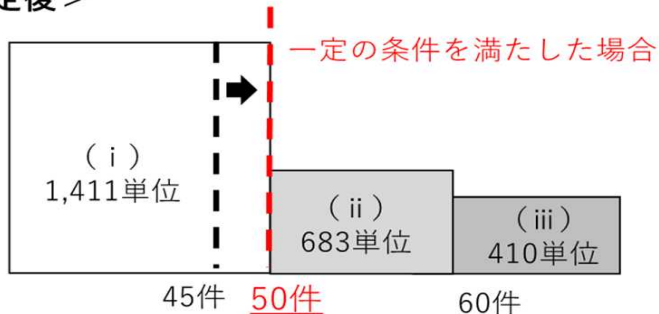
居宅介護支援費(Ⅱ)の
算定要件

ICT機器の活用または
事務職員の配置

指定介護予防支援の
提供を受ける利用者の
取扱件数

2 分の 1 換算

< 改定後 >



居宅介護支援費(Ⅱ)
の算定要件

ケアプランデータ連
携システムの活用及
び事務職員の配置

指定介護予防支援の
提供を受ける利用者の
取扱件数

3 分の 1 換算

5. 居宅介護支援費(1)

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正：令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

5 サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合

サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。

ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」という。）から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。

なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。

5. 居宅介護支援費(1)

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

7 基本単位の取扱いについて

(1) 取扱件数の取扱い

基本単位の居宅介護支援費(i)、居宅介護支援費(ii)、居宅介護支援費(iii)を区分するための取扱件数の算定方法は、当該指定居宅介護支援事業所全体の利用者(月末に給付管理を行っている者をいう。)の総数に指定介護予防支援に係る利用者(厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に該当する地域に住所を有する利用者を除く。)の数に3分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数とする。

(2) ケアプランデータ連携システムの活用

「公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム」は、いわゆる「ケアプランデータ連携システム」を指しており、ケアプランデータ連携システムの利用申請をし、クライアントソフトをインストールしている場合に当該要件を満たしていることとなり、当該システムによる他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問わない。

(3) 事務職員の配置

事務職員については、当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員とするが、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められる。勤務時間数については特段の定めを設けていないが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要がある。

(4) 居宅介護支援費の割り当て

居宅介護支援費(i)、(ii)又は(iii)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、1件目から44件目(常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあつては、45にその数を乗じた数から1を減じた件数(小数点以下の端数が生じる場合にあつては、その端数を切り捨てた件数)まで)については居宅介護支援費(i)を算定し、45件目(常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあつては、45にその数を乗じた件数)以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費(ii)又は(iii)を算定すること。

ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合は、「44件目」を「49件目」と、「45」を「50」と読み替える。

5. 居宅介護支援費(1)厚生労働省Q&A

<数ヶ月に1～2度短期入所のみを利用する居宅介護支援費>

Q.数ヶ月に1～2度短期入所のみを利用する利用者に対しては、サービス利用票の作成されない月があるため、給付管理票を作成できない月があるが、当該居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所は、給付管理票を国保連に提出する月分しか居宅介護支援費を請求することはできないのか。

12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2 / I (4)1

A.サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費の請求はできない。

<取扱件数>

Q.居宅介護支援費の算定区分の判定のための取扱件数については、事業所の所属するケアマネージャー1人当たりの平均で計算するという取扱いでよいのか。

18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2) / 30

A.基本的には、事業所に所属するケアマネージャー1人(常勤換算)当たりの平均で計算することとし、事業所の組織内の適正な役割分担により、事業内のケアマネージャーごとに多少の取扱件数の差異が発生し、結果的に一部ケアマネージャーが当該事業所の算定区分に係る件数を超える件数を扱うことが発生することも差し支えない。ただし、一部のケアマネージャーに取扱件数が著しく偏るなど、居宅介護支援の質の確保の観点で支障があるような場合については、是正する必要がある。

<取扱件数>

Q.ケアマネージャー1人当たりというのは、常勤換算によるものか。その場合、管理者がケアマネージャーであれば1人として計算できるのか。

18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2) / 31

A.取扱件数や介護予防支援業務受託上限の計算に当たっての「ケアマネージャー1人当たり」の取扱については、常勤換算による。なお、管理者がケアマネージャーである場合、管理者がケアマネジメント業務を兼ねている場合については、管理者を常勤換算1のケアマネージャーとして取り扱って差し支えない。ただし、管理者としての業務に専念しており、ケアマネジメント業務にまったく従事していない場合については、当該管理者については、ケアマネージャーの人数として算定することはできない。

5. 居宅介護支援費(1)厚生労働省Q&A

<取扱件数>

Q.報酬の支給区分の基準となる取扱件数は、実際に報酬請求を行った件数という意味か。

18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2) /32

A.取扱件数の算定は、実際にサービスが利用され、給付管理を行い、報酬請求を行った件数をいう。
したがって、単に契約をしているだけのケースについては、取扱件数にカウントしない。

<取扱件数による基本単位区分>

Q.利用者数が介護支援専門員1人当たり45件以上の場合における居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)、居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅱ)又は居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅲ)の割り当てについて具体的に示されたい。

6.3.15 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について /114

A.
例1】取扱件数80人で常勤換算方法で1.6人の介護支援専門員がいる場合

① $45(\text{件}) \times 1.6(\text{人}) = 72(\text{人})$

② $72(\text{人}) - 1(\text{人}) = 71(\text{人})$ であることから、

1件目から71件目については、居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)を算定し、72件目から80件目については、居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅱ)を算定する。

【例2】取扱件数160人で常勤換算方法で2.5人介護支援専門員がいる場合

① $45(\text{件}) \times 2.5(\text{人}) = 112.5(\text{人})$

②端数を切り捨てて112(人)であることから、

1件目から112件目については、居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)を算定する。113件目以降については、

③ $60(\text{件}) \times 2.5(\text{人}) = 150(\text{人})$

④ $150(\text{人}) - 1(\text{人}) = 149(\text{人})$ であることから、

113件目から149件目については居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅱ)を算定し、150件目から160件までは、居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅲ)を算定する。

※平成21年度介護報酬改定関係Q&A(Vol.1)(平成21年3月23日)問58の修正。

5. 居宅介護支援費(1)厚生労働省Q&A

<基本単位区分>

Q.取扱件数39・40件目又は59・60件目に当たる利用者について、契約日は同一であるが、報酬単価が異なる利用者(「要介護1・2:1, 005単位/月」と「要介護3・4・5:1, 306単位/月」)であった場合、当該利用者をどのように並べるのか。

21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) /59

A.用者については、契約日順に並べることとしているが、居宅介護支援費の区分が異なる39件目と40件目又は59件目と60件目において、それぞれに当たる利用者の報酬単価が異なっていた場合については、報酬単価が高い利用者(「要介護3・4・5:1, 306単位/月」)から先に並べることとし、40件目又は60件目に報酬単価が低い利用者(「要介護1・2:1, 005単位/月」)を位置付けることとする。

<居宅介護支援費について>

Q.居宅介護支援費(Ⅰ)から(Ⅲ)の区分については、居宅介護支援と介護予防支援の両方の利用者の数をもとに算定しているが、新しい介護予防ケアマネジメントの件数については取扱件数に含まないと解釈してよいのか。

27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について /180

A.貴見のとおりである。

<居宅介護支援費の請求方法について>

Q.病院等から退院・退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合の請求方法について具体的に示されたい。

3.3.26 事務連絡「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について /119

A.

●当初、ケアプランで予定されていたサービス事業所名、サービス種類名を記載し、給付計画単位数を0単位とした給付管理票及び居宅介護支援介護給付費明細書を併せて提出することにより請求する。

●また、当該請求方法は新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)(令和2年5月25日事務連絡)の間5(臨時的取扱いという。以下同じ。)に基づいて請求する場合も同様の取扱いとする。

●なお、当該臨時的取扱いについては介護予防支援費も同様の取扱いとする。

6. 居宅介護支援費(2)厚生労働省Q&A

<居宅介護支援費(Ⅱ)の要件>

Q.事務職員の配置にあたっての当該事業所の介護支援専門員が行う基準第13条に掲げる一連の業務等について具体例を示されたい。

6.3.15 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について /115

A.基準第13条に掲げる一連の業務等については、基準第13条で定める介護支援専門員が行う直接的なケアマネジメント業務の他に、例えば、以下のような間接的なケアマネジメント業務も対象とする。

<例>

- 要介護認定調査関連書類関連業務・書類の受領、打ち込み、複写、ファイリングなど
- ケアプラン作成関連業務・関連書類の打ち込み、複写、ファイリングなど
- 給付管理関連業務・関連書類の打ち込み、複写、ファイリングなど
- 利用者や家族との連絡調整に関する業務
- 事業所との連絡調整、書類発送等業務
- 保険者との連絡調整、手続きに関する業務
- 給与計算に関する業務等

※令和3年度介護報酬改定関係Q&A(Vol.3)(令和3年3月26日)問116の修正。

<居宅介護支援費(Ⅱ)の要件>

Q.事務職員の配置について、当該事業所の介護支援専門員が行う基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員については、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められるが、認められる場合について具体例を示されたい。

3.3.26 事務連絡「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について /117

A.具体例として、次のような場合に算定できる。これらの具体例を踏まえ、個々の状況等に応じて個別具体的に判断されるものである。

<例>

※ 当該事業所の介護支援専門員が行う基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資することが前提

- 法人内に総務部門の部署があり、事務職員を配置
- 併設の訪問介護事業所に事務職員を配置 等

6. 居宅介護支援費(2)厚生労働省Q&A

<居宅介護支援費の請求方法について>

Q.病院等から退院・退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合の請求方法について具体的に示されたい。

3.3.26 事務連絡「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について /119

A.

●当初、ケアプランで予定されていたサービス事業所名、サービス種類名を記載し、給付計画単位数を0単位とした給付管理票及び居宅介護支援介護給付費明細書を併せて提出することにより請求する。

●また、当該請求方法は新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)(令和2年5月25日事務連絡)の問5(臨時的取扱いという。以下同じ。)に基づいて請求する場合も同様の取扱いとする。

●なお、当該臨時的取扱いについては介護予防支援費も同様の取扱いとする。

7. 居宅介護支援費〔月途中の変更等〕

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

1 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等	死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の指定居宅介護支援等基準第14条第1項に規定する文書(給付管理票)を市町村(審査支払を国保連合会に委託している場合は、国保連合会)に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定する。
2 月の途中で、事業者の変更がある場合	利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、月の途中で事業者の変更があった場合には、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定するものとする(ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く。)
3 月の途中で要介護度に変更があった場合	要介護1又は要介護2と、要介護3から要介護5までは居宅介護サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度が要介護1又は要介護2から、要介護3から要介護5までに変更となった場合の取扱い、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求するものとする。
4 月の途中で、他の市町村に転出する場合	利用者が月の途中で他の市町村に転出する場合には、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票も別々に作成すること。この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されるものとする。

7.居宅介護支援費〔月途中の変更等〕厚生労働省Q&A

＜要介護状態区分月期途中で変更になった場合の請求＞

Q.月の途中で要介護状態区分が変更となった場合、例えば4月15日に区分変更申請を行い、要介護2から要介護3に変更となった場合、4月に提供している全てのサービスの報酬請求は要介護3として請求するのか。

12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2 /V2

A.

報酬請求においては、当該サービスを提供した時点における要介護状態区分に応じた費用を算定するものである。上記の場合、14日までは「要介護2」に応じた単位数で請求し、15日からは「要介護3」に応じた単位数で請求するものとする。また、変更申請中における当該月の報酬請求については、要介護状態区分の結果が分かった後に行うこととなる。なお、4月分の訪問サービスの区分支給限度額については、重い方の要介護状態区分である「要介護3」の区分支給限度基準額の9割を適用することとなっている。

(参考)訪問サービス区分の支給限度額管理の期間については、要介護認定又は要支援認定の有効期間に係る日が属する月について、それぞれ当該月の初日から末日までの1ヶ月間とすることとなっており、月途中で要介護状態区分が変更となった場合、当該月にかかる訪問サービス区分支給限度額は、重い方の要介護状態区分に応じた支給限度基準額の9割の額を適用する。

＜要介護状態区分の変更＞

Q.要介護状態区分が月途中で変更になった場合の請求について

15.6.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.153 介護報酬に係るQ&A(vol.2) /22

A.

例えば4月15日に区分変更申請を行い、要介護2から要介護3に変更となった場合、14日まで「要介護2」に応じた単位数で請求し、15日からは「要介護3」に応じた単位数で請求する。また、変更申請中における当該月の報酬請求については、要介護状態区分の結果が判明した後に行うことになる。なお、4月分の区分支給限度基準額については、重い方の要介護状態区分である「要介護3」の区分支給限度基準額を適用する。

7.居宅介護支援費〔月途中の変更等〕厚生労働省Q&A

<要支援状態から要介護状態への変更>

Q.月の途中で要支援状態区分から要介護状態区分に変更となり、事業所が変更となった場合の取扱いはどうに行うのか。

18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2) /37

A.

月の途中で要支援状態区分から要介護状態区分に変更となり事業所が変更となった場合には、介護支援業務を行う主体が地域包括支援センターたる介護予防支援事業者から居宅介護支援事業者に移るため、担当する事業者が変更となるが、この場合には、月末に担当した事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。)が給付管理票を作成し、提出することとし、居宅介護支援費を併せて請求するものとする。また、逆の場合は、月末に担当した地域包括支援センターたる介護予防支援事業者が給付管理票を作成、提出し、介護予防支援費を請求するものとする。

<小規模多機能型居宅介護の利用開始>

Q.居宅介護支援事業所の介護支援専門員を利用している者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合、介護支援専門員は当該小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に変更されることとなり、国保連への「給付管理票」の作成と提出については、当該小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が行うこととなるが、月の途中で変更が行われた場合の小規模多機能型居宅介護の利用開始前又は利用終了後の居宅介護サービス利用にかかる国保連への「給付管理票」の作成と提出はどこで行うのか。

18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2) /38

A.

利用者が月を通じて小規模多機能型居宅介護(又は介護予防小規模多機能型居宅介護。以下略)を受けている場合には、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員がケアプラン作成を行うこととなる。
この場合の給付管理は、他の居宅介護サービスを含めて「給付管理票」の作成と提出を行い、当該月について居宅介護支援費(又は介護予防支援費。以下略)は算定されないこととなる。
月の途中で小規模多機能型居宅介護の利用を開始又は終了した場合は、居宅介護支援費の算定は可能であるため、小規模多機能型居宅介護の利用開始前又は利用終了後の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護を含めてその利用者に係る「給付管理票」の作成と提出を行い、居宅介護支援費の請求を行うこととなる。
なお、同月内で複数の居宅介護支援事業所が担当する場合には、月末時点(又は最後)の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が「給付管理票」の作成と提出を行い、居宅介護費を提出することとなる。

【減算】8.運営基準減算

【基本法令】

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

注6 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

【関連告示】

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

八十二 居宅介護支援費における運営基準減算の基準

指定居宅介護支援等基準第四条第二項並びに第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十四号及び第十五号（これらの規定を同条第十六号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。

【減算】8.運営基準減算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

注6の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」については、大臣基準告示第82号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長（特別区の区長を含む。以下この第3において同じ。）は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

（1）指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

（2）居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」という。）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。）には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

（3）次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

（4）居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、次の場合に減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - イ 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。
 - 次のいずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。
 - a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
 - b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
 - (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - (iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

【減算】8.運営基準減算 厚生労働省Q&A

<運営基準違反に係る減算>

Q.運営基準違反に該当する場合の減算方法について

15.5.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A /1

A.

当該減算は、居宅介護支援の質の向上を図る観点から、居宅介護支援の体制や居宅サービス計画に応じた評価を行うことを目的としており、利用者ごとに適用される。

<運営基準違反に係る減算>

Q.新規認定時の減算に係る起算月について

15.5.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A /4

A.

居宅介護支援事業者は要介護認定申請等に係る援助が義務付けられていることから、認定申請の段階から居宅サービス計画の原案の検討に入るべきであるため、原則として認定申請日の属する月にかかる居宅介護支援費から減算する。

<運営基準減算>

Q.運営基準減算が2月以上継続している場合の適用月はいつからか。

21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) /72

A.

平成21年4月以降における当該減算の適用月は2月目からとする。

<例>4月 50/100 減算適用

5月6月(減算の状態が続く限り))算定しない

【減算】8.運営基準減算 厚生労働省Q&A

<運営基準減算について>

Q.新たに「担当者に対する個別サービス計画の提出依頼」が基準に定められたが、当該基準については、運営基準減算の対象となる「居宅介護支援の業務が適切に行われない場合」が改正されていないことから、減算の対象外と考えてよいか。

27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について /181

A.

運営基準減算の対象ではないが、個別サービス計画の提出は、居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から導入するものであることから、その趣旨目的を踏まえ、適切に取り組まれない。

【減算】9.特定事業所集中減算

【基本法令】

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

注10 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

【関連告示】

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

八十三 居宅介護支援費における特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与をいう。）又は指定地域密着型通所介護（以下この号において「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が百分の八十を超えていること。

【減算】9.特定事業所集中減算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

☐ 減算の適用	居宅介護支援事業所は、判定期間内に作成した居宅サービス計画が減算の要件に該当した場合は、減算適用期間に実施する居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。							
☐ 判定期間と減算適用期間	<table><tr><th>判定期間</th><th>減算適用期間</th></tr><tr><td>① 前期の場合(3月1日～8月末日)</td><td>10月1日～3月31日</td></tr><tr><td>② 後期の場合(9月1日～2月末日)</td><td>4月1日～9月30日</td></tr></table>		判定期間	減算適用期間	① 前期の場合(3月1日～8月末日)	10月1日～3月31日	② 後期の場合(9月1日～2月末日)	4月1日～9月30日
判定期間	減算適用期間							
① 前期の場合(3月1日～8月末日)	10月1日～3月31日							
② 後期の場合(9月1日～2月末日)	4月1日～9月30日							
☐ 判定の方法	(1) 算定方法	事業所ごとに、判定期間に作成した居宅サービス計画のうち、 ① 訪問介護サービス等(※1)が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、 ② 訪問介護サービス等それぞれについて、紹介率最高法人(※2)を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、 訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。 (※1)訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護 (※2)最もその紹介件数の多い法人。						
	(2) 具体的な 計算式	事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算。 【計算式】 「当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数」÷「当該サービスを位置付けた計画数」						

25

【減算】9.特定事業所集中減算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

□ 算定手続	(1) 書類の作成と提出・保存	居宅介護支援事業者は、次の(2)の事項を記載した書類を作成し、 ① 算定の結果が80%を超えた場合は当該書類を市町村長等に提出。 ② 80%を超えなかった場合でも、当該書類は、各事業所で5年間保存。
	(2) 書類に記載する事項	① 判定期間における居宅サービス計画の総数。 ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数。 ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数・紹介率最高法人の名称・住所・事業所名・代表者名。 ④ 上記算定方法で計算した割合。 ⑤ 上記算定方法で計算した割合が80%を超えているが正当な理由がある場合は、その正当な理由。
	(3) 書類の作成・提出期限	① 判定期間が前期の場合:9月15日まで。 ② 判定期間が後期の場合:3月15日まで。

【減算】9.特定事業所集中減算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

□ 正当な理由の範囲

(1)書類の提出	上記算定手続で判定した割合が80%を超えるが、その正当な理由がある場合は、当該理由を市町村長等に提出する。
(2)特定事業所集中減算の適用除外	① 算定の結果が80%を超えていても、正当な理由がある場合には特定事業所集中減算は適用されない。 ② 市町村長等が当該理由を不適当と判断した場合には、特定事業所集中減算が適用される。
(3)正当な理由の例(※3)	① 事業の実施地域にある訪問介護サービス等の各サービス事業所が少数である場合(5事業所未満) (例)訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合 ⇒ 訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される (例)訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合 ⇒ 訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。
	② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
	③ 事業所が小規模である場合:判定期間の1か月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど。
	④ サービスの利用が少数である場合:判定期間の1か月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1か月当たり平均10件以下であるなど。 (例)訪問介護が位置付けられた計画件数が1か月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1か月当たり平均20件の場合 ⇒ 訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。
	⑤ サービスの質が高い特定の事業者に集中していると認められる場合(利用者の希望を勘案した場合などによる。) (例) a)利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合で、 b)地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
	⑥ その他正当な理由と市町村長等が認めた場合

(※3)実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し、正当な理由に該当するかどうかを市町村長等が判断。

【減算】9.特定事業所集中減算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

☐ 厚生労働大臣が定める基準 具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

(1)居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、以下について文書を交付し、説明を行っていない場合。	① 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること ② 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること ③ 前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、(地域密着型)通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合 ⇒ 契約月から当該状態が解消された月の前月まで減算。
(2)居宅サービス計画の新規作成・変更に当たっては次の場合	① 介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族に面接していない場合 ② 介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合(やむを得ない事情がある場合を除く。) ③ 介護支援専門員が、次の手順を経て居宅サービス計画を利用者・担当者に交付していない場合 a)計画の原案の内容について利用者・その家族に対し説明。 b)文書により利用者の同意を得る。 ⇒ 当該月(当該居宅サービス計画に係る月)から当該状態が解消された月の前月まで減算。
(3)次の場合で、介護支援専門員がサービス担当者会議等を行っていないとき(やむを得ない事情がある場合を除く。)	① 居宅サービス計画を新規に作成した場合 ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 ⇒ 当該月から当該状態が解消された月の前月まで減算。
(4)居宅サービス計画作成後、モニタリングに当たっては、次の場合(特段の事情のない限り減算)。	① 介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合 ② 介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1か月以上継続する場合 ⇒ その月から当該状態が解消された月の前月まで減算。

☐ 運営基準の遵守

- ① 運営基準減算は適正なサービスの提供を確保するためのものであり、事業所は運営基準の規定を遵守するよう努める。
- ② 都道府県知事は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導する。指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する。

【減算】9.特定事業所集中減算 厚生労働省Q&A

<特定事業所集中減算>

Q.特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。

18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2) /34

A.同一法人格を有する法人単位で判断されたい。

<特定事業所集中減算について>

Q.特定事業所集中減算についての新しい基準は、平成27年9月1日から適用とあるが、現在80%を超えている事業所が、減算適用されることになるのは、平成27年度前期(平成27年3月から8月末まで)の実績で判断するのではなく、平成27年度後期(平成27年9月から2月末まで)の実績で判断するということでしょうか。

27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について /182

A.貴見のとおりである。平成27年度後期の実績を元に判断し、減算適用期間は、平成28年4月1日から9月31日までとなる。

<特定事業所集中減算について>

Q.今般の改正で、体制等状況一覧表に特定事業所集中減算の項目が追加となったが、判定の結果、特定事業所集中減算の適用となった場合又は減算の適用が終了する場合は、体制等状況一覧表の提出はいつになるか。

27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について /183

A.体制等状況一覧表に特定事業所集中減算の項目が追加となったため、平成27年4月サービス分からの適用の有無の届出が必要となる。また、新たに減算の適用になった場合は、特定事業所集中減算の判定に係る必要書類の提出と同日の9月15日又は3月15日までの提出が必要となる。また、減算の適用が終了する場合は、直ちに提出が必要となる。

【減算】9.特定事業所集中減算 厚生労働省Q&A

<特定事業所集中減算>

Q.訪問看護の場合、ケアプランに位置付けようとする時点で主治医と利用者との間で既に事業所が選択されていることが多く、これにより紹介率が80%を超えることについては正当な理由に該当すると考えてよい。

27.4.30 事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について /26

A.特定事業所集中減算の正当な理由の範囲は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(以下、「留意事項通知」という。)に示しているところであり、正当な理由の範囲として、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合(※)等が含まれている。

(※)利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合等を想定している。なお、利用者から提出を受ける理由書は、当該利用者にとってサービスの質が高いことが確認できるものとし、その様式は任意のものとして差し支えない。

<特定事業所集中減算>

Q.今般の改正で訪問看護等のみなし指定のあるサービスが対象となっているが、正当な理由としてサービス事業所が少数であることをもって判断する場合に、みなし事業所は通常の実施地域内の事業所としてカウントするのかお聞きしたい。

27.4.30 事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について /27

A.みなし指定の事業所について、介護給付費の請求がないなど介護保険事業の実態を踏まえ、カウントから外して差し支えない。

(注)介護給付費の請求事業所の確認については、国民健康保険団体連合会から都道府県や保険者に提供される適正化情報の「事業所別サービス状況一覧表」が活用可能である。

【減算】9.特定事業所集中減算 厚生労働省Q&A

<特定事業所集中減算>

Q.正当な理由の例示のうち、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合」の例示について、「地域ケア会議等」とあるが、「等」には具体的に何を含むのか。

27.4.30 事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について /30

A.名称の如何にかかわらず地域包括支援センターが実施する事例検討会等を想定している。

<特定事業所集中減算>

Q.居宅介護支援事業所の実施地域が複数自治体にまたがり、そのうちの1自治体(A自治体とする)には地域密着型サービス事業所が1事業所しかなく、A自治体は、他の自治体の地域密着型サービス事業所と契約していない状況である。この場合、A自治体の利用者はA自治体の地域密着型サービスしか利用できないが、正当な理由の範囲としてどのように判断したらよいか。

27.4.30 事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について /31

A.指摘のケースについては、A自治体の利用者は、A自治体の地域密着型サービスの事業所しか利用できないことから、サービス事業所が少数である場合として正当な理由とみなして差し支えない。

【減算】9.特定事業所集中減算 厚生労働省Q&A

<特定事業所集中減算>

Q.留意事項通知の第三の10の(4)の⑤の(例)について、意見・助言を受けている事例が1件でもあれば正当な理由として集中減算の適用除外となるか。(下記事例の場合に①・②のどちらになるか)

(例)

居宅サービス計画数:102件

A訪問介護事業所への位置付け:82件(意見・助言を受けている事例が1件あり)

①助言を受けているため正当な理由ありとしてA事業所に関する減算不要。

$82 \div 102 \times 100 \div 80.3\%$ …正当な理由として減算なし

②助言を受けている1件分について除外。

$81 \div 101 \times 100 \div 80.1\%$ …減算あり

27.4.30 事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について /28

A.居宅サービス計画に位置づけるサービスについては、個々の利用者の状況等に応じて個別具体的に判断されるものであることから、②で取り扱うこととする。

<特定事業所集中減算>

Q.居宅介護支援事業者が作成し、都道府県知事に提出する書類について、判定期間における居宅サービス計画の総数等を記載するように定められているが、サービスの限定が外れることに伴い、事業所の事務量の負担が増大することを踏まえ、訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名等について、80%を超えたサービスのみ記載する等、都道府県の判断で適宜省略させても差し支えないか。

27.4.30 事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について /29

A.各サービスの利用状況を適切に把握することが必要であることから、従前のとおり取扱うこととする。

【減算】9.特定事業所集中減算 厚生労働省Q&A

< 特定事業所集中減算 >

Q.医療の「機能強化型訪問看護療養費」の要件の一つとして「指定訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され、かつ、当該訪問看護事業所の介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成が必要な利用者のうち、例えば、特に医療的な管理が必要な利用者1割程度について、当該居宅介護支援事業所により介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成していること」とあり、この趣旨は、ステーション内で医療介護の連携・調整の推進がされることについての評価である。「機能強化型訪問看護療養費」を算定している訪問看護ステーション等の場合は特定事業所集中減算の正当な理由として考えてよいのか。

また、「機能強化型訪問看護療養費」を算定していない医療機関に併設された居宅介護支援事業所について、同事業所を運営する法人内に訪問看護事業所があり、連携の観点から医療(主治医)・居宅介護支援・訪問看護を同法人内で利用することが利用者にとってはメリットとなると考える。こうした偏りは正当な理由として認められるか。

27.4.30 事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について /32

A.特定事業所集中減算の正当な理由の範囲は留意事項通知に示しているところであり、正当な理由の範囲として例えば、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合等が含まれている。具体的には、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合などが考えられる。

機能強化型訪問看護ステーションについては、「指定訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され、かつ、当該訪問看護事業所の介護サービス計画が必要な利用者のうち、当該居宅介護支援事業所により介護サービス計画を作成されている者が一定程度以上であること」とされており、その割合は1割程度とされているため、基本的には正当な理由なく高い集中度合で判定する特定事業所集中減算の趣旨とは異なるものと考えている。

< 特定事業所集中減算 >

Q.留意事項通知の第三の10の(4)の①の「通常の事業の実施地域」について、例えば、町内の一部(市町村合併前の旧町)などのエリアに変更することは可能か？

27.4.30 事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について /33

A.指定居宅介護支援事業者は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第38号)第18条において運営規程に通常の事業の実施地域について定めることになっており、これに基づき適切に対応いただきたい。

【減算】9.特定事業所集中減算 厚生労働省Q&A

<特定事業所集中減算>

Q.訪問介護の特定事業所加算は、サービス提供の責任体制やヘルパーの活動環境・雇用環境の整備、介護福祉士の配置など質の高いサービス提供体制が整った事業所について評価を行うものであるから、特定事業所加算を算定している訪問介護事業所の場合については、特定事業所集中減算の正当な理由として考えてよい。

27.4.30 事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について /34

A.定事業所集中減算の正当な理由の範囲は留意事項通知に示しているところであり、正当な理由の範囲として例えば、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合等が含まれている。具体的には、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合などが考えられる。

<特定事業所集中減算>

Q.今般の改定により特定事業所集中減算の対象サービスの範囲について限定が外れたが、1つのサービスにおいて正当な理由がなく80%を超えた場合は全利用者について半年間減算と考えてよい。

27.4.30 事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について /35

A.ご指摘のケースについて、当該サービスについて正当な理由がなく80%を超えた場合は、従前のとおり減算適用期間のすべての居宅介護支援費について減算の適用となる。

【減算】9.特定事業所集中減算 厚生労働省Q&A

＜特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて＞

Q.平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いが可能か。

28.5.30 事務連絡 居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて

A.平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

＜特定事業所集中減算について＞

Q.平成28年5月30日事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（介護保険最新情報Vol.553）において、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成30年度以降もこの取扱いと同様か。

30.3.23 事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成30年3月23日）」の送付について /135

A.貴見のとおりである。

【減算】10.高齡者虐待防止措置未実施減算措置未実施減算 【新設】

【基本法令】

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）
最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齡者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

【関連告示】

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号）
最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

八十二の二 居宅介護支援費における高齡者虐待防止措置未実施減算の基準
指定居宅介護支援等基準第二十七条の二に規定する基準に適合していること。

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

高齡者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齡者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅介護支援等基準第27条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。

具体的には、高齡者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齡者虐待防止のための指針を整備していない、高齡者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齡者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

【減算】10.高齢者虐待防止措置未実施減算措置未実施減算 厚生労働省Q&A

<高齢者虐待防止措置未実施減算について>

Q.高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされていなければ減算の適用となるのか。

6.3.15 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について /167

A.

- 減算の適用となる。
- なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

<高齢者虐待防止措置未実施減算について>

Q.運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

6.3.15 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について /168

A.過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

<高齢者虐待防止措置未実施減算について>

Q.高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

6.3.15 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について /169

A.改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

【減算】11.業務継続計画未策定減算【新設】

【基本法令】

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）
最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

【関連告示】

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号）
最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

八十二の三 居宅介護支援費における業務継続計画未策定減算の基準
指定居宅介護支援等基準第十九条の二第一項に規定する基準に適合していること。

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

業務継続計画未策定減算については、指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。

【減算】11.業務継続計画未策定減算 厚生労働省Q&A

<業務継続計画未策定減算について>

Q.業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

6.5.17 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6)(令和6年5月17日)」の送付について /7

A.

●感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

●なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

※令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)問164を修正。

<業務継続計画未策定減算について>

Q.業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。

6.3.15 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について /165

A.業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり。

	対象サービス	施行時期
①	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
②	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ
③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

【減算】11.業務継続計画未策定減算 厚生労働省Q&A

<業務継続計画未策定減算について>

Q.行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

6.3.15 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について /166

A.

●業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

●例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合(かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合)、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。

●また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

<送迎減算>

Q.以下の場合送迎減算の対象になるのか。

① 通所型サービスの利用が介護予防サービス計画に位置づけられていた日に、予定していた通所型サービスの提供が行われなかった場合

② 通所型サービスの利用が介護予防サービス計画に位置づけられていた日に、通所型サービスの提供は行われたが、送迎が行われなかった場合(予定していた送迎が中止となった場合を含む)

6.5.17 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6)(令和6年5月17日)」の送付について /8

A.●事業者都合・利用者都合を問わず、サービス提供日に利用者の居宅と事業所の間の送迎を実際に行っていたかを確認の上、送迎を行っていなければ送迎減算が適用される。

●①については、通所型サービス自体の提供が行われていないため、送迎減算は適用されない。

●一方で、②はサービス提供日に利用者の居宅と事業所の間の送迎が行われていないため、送迎減算が適用される。

【減算】12.同一建物減算 【新設】

【基本法令】

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）

最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

注5 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

10 指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下この10において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対する取扱い

(1) 同一敷地内建物等の定義

「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

(2) 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義

- ① 「指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物」とは、(1)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護支援事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。
- ② この場合の利用者数は、当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計とする。

【減算】12.同一建物減算 【新設】

【解釈通知】(つづき)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

10 指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物(以下この10において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対する取扱い

(3) 本取扱いは、指定居宅介護支援事業所と建築物の位置関係により、効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本取扱いの適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。

具体的には、次のような場合を一例として、居宅介護支援の提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一敷地内建物等に該当しないものの例)

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

(4) (1)及び(2)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護支援事業所の指定居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

【加算】13.特別地域居宅介護支援加算〔改定〕

【基本法令】指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

注7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【関連告示】厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

厚生労働大臣が定める地域

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注13、訪問入浴介護費の注7、訪問看護費の注9及び注16、訪問リハビリテーション費の注5、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、ロ(1)から(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)及び(2)の注2並びにホ(1)から(3)までの注2並びに福祉用具貸与費の注3、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注1、注2及び注7、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注9、夜間対応型訪問介護費の注6、小規模多機能型居宅介護費の注10並びに複合型サービス費の注9及びタ、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注7、介護予防訪問看護費の注8、介護予防訪問リハビリテーション費の注5、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、ロ(1)から(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)及び(2)の注2並びにホ(1)から(3)までの注2並びに介護予防福祉用具貸与費の注3、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)別表指定介護予防支援介護給付費単位数表の介護予防支援費の注5、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注10並びに介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和三年厚生労働省告示第七十二号)別表単位数表の訪問型サービス費の注9の厚生労働大臣が別に定める地域

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島
- 六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの

【加算】14.中山間地域等における小規模事業所加算【改定】

【基本法令】指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

注8 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【関連告示】厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日 厚生労働省告示第83号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費の注14、訪問入浴介護費の注8、訪問看護費の注8、訪問リハビリテーション費の注4、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに福祉用具貸与費の注4、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生労働省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表(以下「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」という。)の居宅介護支援費の注1、注2及び注8、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注10、夜間対応型訪問介護費の注7、小規模多機能型居宅介護費の注11及び複合型サービス費の注10、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問入浴介護費の注8、介護予防訪問看護費の注7、介護予防訪問リハビリテーション費の注4、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに介護予防福祉用具貸与費の注4、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)別表指定介護予防支援介護給付費単位数表(以下「指定介護予防支援介護給付費単位数表」という。)の介護予防支援費の注6、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注11並びに介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和三年厚生労働省告示第七十二号)別表単位数表の訪問型サービス費の注10の厚生労働大臣が別に定める地域
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十七年厚生労働省告示第九十三号)第二号のその他の地域であって、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域(平成二十四年厚生労働省告示第百二十号)に規定する地域を除いた地域

- イ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- ハ 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ニ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- ホ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域

【加算】14.中山間地域等における小規模事業所加算【改定】

【関連告示】厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第96号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

四十六 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注8に係る施設基準一月当たり実利用者数が二十人以下の指定居宅介護支援事業所であること。

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

11 注8について

実利用者数とは前年度(3月を除く。)の1月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

【加算】15.中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【改定】

【基本法令】指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

注9 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（基準第18条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【関連告示】厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日 厚生労働省告示第83号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注15、訪問入浴介護費の注9、訪問看護費の注9、訪問リハビリテーション費の注5、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(3)までの注4、ハ(1)及び(2)の注6、ニ(1)及び(2)の注4並びにホ(1)から(3)までの注4、通所介護費の注9、通所リハビリテーション費の注6並びに福祉用具貸与費の注5、指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注9、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注11、夜間対応型訪問介護費の注8、認知症対応型通所介護費の注7、小規模多機能型居宅介護費の注12、複合型サービス費の注11及び地域密着型通所介護費の注12、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注9、介護予防訪問看護費の注8、介護予防訪問リハビリテーション費の注5、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(3)までの注4、ハ(1)及び(2)の注6、ニ(1)及び(2)の注4並びにホ(1)から(3)までの注4、介護予防通所リハビリテーション費の注2、介護予防福祉用具貸与費の注5、指定介護予防支援介護給付費単位数表の介護予防支援費の注7、指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注7及び介護予防小規模多機能型居宅介護費の注12並びに介護保険法施行規則第四百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費の注11及び通所型サービス費の注4の厚生労働大臣が別に定める地域

次のいずれかに該当する地域

イ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

ロ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島

ハ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

ニ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地

ホ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村

ハ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島

ト 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域

又 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

【加算】16.初回加算

【基本法令】

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）
最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

☐ 初回加算

- ① 指定居宅介護支援事業所が、新規に居宅サービス計画を作成する利用者等(※1)に対し指定居宅介護支援を行った場合は、1か月につき300単位を加算する。
- ② ただし、運営基準減算に該当する場合(※2)は、当該加算は算定しない。
(※1)別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(【関連告示】参照)。
(※2)『運営基準減算』を参照。

【関連告示】

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号）
最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

☐ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等

次のいずれかに該当している場合

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合
- ② 要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

☐ 初回加算が算定される場合

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

【加算】16.初回加算 厚生労働省Q&A

<介護予防支援(初回加算)>

Q.利用者が要介護者から要支援者に変更となった事例について、従前、ケアプランを作成していた居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターから委託を受けて、新規に介護予防サービス計画を作成する場合、初回加算は算定できるのか。

介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)

A.初回加算については、介護予防サービス計画を新たに作成するに当たり、新たなアセスメント等を要することを評価したものであり、お尋ねの事例については、算定可能である。なお、この考え方については、居宅介護支援費に係る初回加算についても、共通である。

<介護予防支援(初回加算)>

Q.初回加算の算定要件である「新規」には、契約は継続しているが給付管理を初めて行う利用者を含むと解してよいのか。

介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)

A.「新規」とは、初めて給付管理を行い、報酬請求を行う月について適用するものである。したがって、従前より、契約関係は存在していた利用者についても、初めて報酬請求に至った月において、初回加算を算定することが可能である。なお、この考え方については、居宅介護支援費に係る初回加算についても、共通である。

<初回加算>

Q.初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について示されたい。

21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)

A.契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。なお、介護予防支援における初回加算についても、同様の扱いとする。

【加算】16.初回加算 厚生労働省Q&A

<初回加算>

Q.指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を提供していた利用者について、要介護認定を受け、引き続き当該事業所が居宅介護支援を提供する場合において、初回加算の算定は可能か。

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和6年3月29日)」の送付について

A.指定介護予防支援事業所の利用実績は問わないため、算定できる(介護予防支援費の算定時においても同様である)。

【加算】17.特定事業所加算

【基本法令】指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

単位数(単位／月)	現行	改定後
特定事業所加算(Ⅰ)	505	519
特定事業所加算(Ⅱ)	407	421
特定事業所加算(Ⅲ)	309	323
特定事業所加算(A)	100	114

【加算】17.特定事業所加算

【関連告示】厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号）最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

算定要件	I	II	III	A
(1)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・ 非常勤 各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。	○			
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○		○ 連携でも可	
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。	○	×		
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	○			○ 連携でも可

【加算】17.特定事業所加算

算定要件(つづき)	I	II	III	A
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。		○		
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。		○		
(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。		○		
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること。		○		
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)。		○		○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。		○		○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。		○		52

【加算】17.特定事業所加算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

14 特定事業所加算について

(1) 趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

(2) 基本的取扱方針

特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(A)の対象となる事業所については、

- 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となる。

本制度については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、(1)に掲げる趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

【加算】17.特定事業所加算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正：令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

（3）厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

大臣基準告示第84号に規定する各要件の取扱については、次に定めるところによること。

①（1）関係

常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

②（2）関係

常勤かつ専従の介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けている場合に限る。⑭から⑯において同じ。）の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、主任介護支援専門員2名を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員2名及び介護支援専門員3名の合計5名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

【加算】17.特定事業所加算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正：令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

③（3）関係

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

- （1）現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- （2）過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- （3）地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- （4）保健医療及び福祉に関する諸制度
- （5）ケアマネジメントに関する技術
- （6）利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- （7）その他必要な事項

イ 議事については、記録を作成し、2年間保存しなければならないこと。

ウ 「定期的」とは、おおむね週1回以上であること。

また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

④（4）関係

24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることを言うものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応等も可能であるが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、指定居宅介護支援等基準第23条の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得ること。

【加算】17.特定事業所加算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

⑤ (5)関係

要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合が40%以上であることについては、毎月その割合を記録しておくこと。

なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものであること。

また、(7)の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に(5)の40%要件の枠外として取り扱うことが可能であること(すなわち、当該ケースについては、要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能)。

⑥ (6)関係

「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。

また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならないこと。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあつては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すればよいこと。

なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能である。

⑦ (7)関係

特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければならないこと。

【加算】17.特定事業所加算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

⑧ (8)関係

多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指している。

また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられるが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えない。

⑨ (9)関係

特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があること。

⑩ (10)関係

取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員1名当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ))を算定している場合は50名未満)であれば差し支えないこととするが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないように配慮しなければならないこと。

⑪ (11)関係

協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。

なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能である。 57

【加算】17.特定事業所加算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

⑫ (12)関係

特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。

なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すること。

なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能である。

⑬ (13)関係

多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス(介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。

⑭ 特定事業所加算(Ⅱ)について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務(介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。))の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限る。)を兼務しても差し支えないものとする。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

【加算】17.特定事業所加算

Q&A 介護保険最新情報Vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)令和6年3月15日」

(問116)「家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」について、自ら主催となって実施した場合や「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施」した場合も含まれるか。

(答)
含まれる。

(問117)「家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」について、これらの対象者に対し支援を行った実績は必要か。

(答)

- ・ 事例検討会、研修等に参加していることを確認できればよく、支援実績までは要しない。
- ・ なお、当該要件は、介護保険以外の制度等を活用した支援が必要な利用者又はその家族がいた場合に、ケアマネジャーが関係制度や関係機関に適切に繋がられるよう必要な知識等を修得することを促すものであり、ケアマネジャーに対しケアマネジメント以外の支援を求めるものではない。

【加算】17.特定事業所加算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

⑮ 特定事業所加算(Ⅲ)について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務(介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。))の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限る。)を兼務しても差し支えないものとする。

なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員2名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員2名の合計3名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

⑯ 特定事業所加算(A)について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員並びに常勤換算方法で1の介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所(介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。))の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限る。)の職務を兼務しても差し支えないものとする。

なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員1名並びに常勤換算方法で1の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員1名の合計2名を常勤かつ専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で1の合計3名を配置する必要があること。

この場合において、当該常勤換算方法で1の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所(連携先事業所に限る。)の職務と兼務しても差し支えないが、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。

【加算】17.特定事業所加算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

⑰ その他

特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行うこと。

また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行うこと。

(4) 手続

本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

【加算】17.特定事業所加算 厚生労働省Q&A

<特定事業所加算>

Q.居宅介護支援事業費の特定事業所加算を取得した事業所は、毎月、「所定の記録」を策定しなければならないこととされているが、その様式は示されるのか。

18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2) /35

A.別添①の標準様式(省略)に従い、毎月、作成し、5年間保存しなければならない。

(別添①)

居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録（保存用）(標準式)

平成 年 月 サービス提供分

区分	1 新規	2 継続	3 廃止
----	------	------	------

1 管理者の状況（イ関係）

主任介護支援専門員研修	1 修了 修了年月日：平成 年 月 日 研修機関名：	2 未修了
-------------	----------------------------------	-------

(未修了の場合)

ケアマネジメント養成研修	1 修了	2 未修了	実務経験	年 月 日
--------------	------	-------	------	-------

主任介護支援専門員研修受講予定	有 (平成 年 月 予定)	無
-----------------	---------------	---

※ 「実務経験」は、介護支援専門員としての実務経験を記載すること。

2 介護支援専門員の状況（ロ関係）

介護支援専門員数	人	内訳	常勤	専従	人	非常勤	専従	人
		兼務	人	兼務	人		兼務	人

※ 介護支援専門員の名簿（介護支援専門員の登録番号を記載したもの）を添付すること。

3 利用者の状況（ホ、リ関係）
(報告月の状況)

利用者数 (A)	人	介護支援専門員数 (B) (常勤換算)	人	1人あたり利用者数 (A)÷(B)	人
----------	---	------------------------	---	-------------------	---

介護予防支援の受託の有無	有	無
--------------	---	---

(前3ヶ月の利用者数)

	利用者数 (合計)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	経過的要介護	要介護3～5の割合
前月	人	人	人	人	人	人	人	%
2か月前	人	人	人	人	人	人	人	%
3か月前	人	人	人	人	人	人	人	%
前3ヶ月の平均割合								%

※ 地域包括支援センターから支援困難な利用者として紹介を受けた利用者の人数については、内数として（ ）書きで付記すること。

4 その他（ハ、ニ、ヘ、ト、チ関係）

① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週1回以上開催している。 ※ 「有」の場合には、開催記録を添付すること。	有 ・ 無 開催年月日 具体的な方法：
② 24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	有 ・ 無 具体的な方法：
③ 計画に基づき研修を実施した。 ※ 「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。	有 ・ 無
④ 地域包括支援センター等との連携について ア 地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合 当該利用者に居宅介護支援の提供を開始した。 イ 地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合には、引き受けられる体制を整えている。 ウ 地域包括支援センター等が開催する事例検討会等がある場合 当該事例検討会等に参加した。	有 ・ 無 (開始件数 件) 具体的な体制： 有 ・ 無 参加年月日：
⑤ 減算の適用について ア 運営基準減算が適用されている。 イ 特定事業所集減算が適用されている。 ・ 訪問介護において、紹介率が最も高い法人 法人名： 占有率： % ・ 通所介護において、紹介率が最も高い法人 法人名： 占有率： % ・ 福祉用具貸与において、紹介率が最も高い法人 法人名： 占有率： % ※ その他サービスにつき、紹介率が90%を超えるものの有無	有 ・ 無 有 ・ 無 ※ 有無にかかわらず、高率を記載すること。 有 ・ 無 サービス名及び占有率：

※ 占有率 = 当該サービスのうち、最も紹介率が高い法人が位置付けられた計画数
当該サービスを位置付けた計画数

【加算】17.特定事業所加算 厚生労働省Q&A

＜特定事業所加算＞

Q.特定事業所加算(Ⅰ)を算定している事業所が、算定要件のいずれかを満たさなくなった場合における特定事業所加算の取扱い及び届出に関する留意事項について。

21.4.17 介護保険最新情報vol.79 平成21年4月改定関係Q&A(vol.2) / 30

A.特定事業所加算については、月の15日以前に届出を行った場合には届出日の翌月から、16日以降に届出を行った場合には届出日の翌々月から算定することとする。この取扱いについては特定事業所加算(Ⅱ)を算定していた事業所が(Ⅰ)を算定しようとする場合の取扱いも同様である(届出は変更でよい。)

また、特定事業所加算を算定する事業所は、届出後も常に要件を満たしている必要があり、要件を満たさなくなった場合は、速やかに廃止の届出を行い、要件を満たさないことが明らかとなったその月から加算の算定はできない取扱いとなっている。

ただし、特定事業所加算(Ⅰ)を算定していた事業所であって、例えば、要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合が40%以上であることの変換率を満たさなくなる場合は、(Ⅰ)の廃止後(Ⅱ)を新規で届け出る必要はなく、(Ⅰ)から(Ⅱ)への変更の届出を行うことで足りるものとし、届出日に関わりなく、(Ⅰ)の要件を満たさなくなったその月から(Ⅱ)の算定を可能であることとする(下図参照)。この場合、国保連合会のデータ処理期間等の関係もあるため速やかに当該届出を行うこと。

例:特定事業所加算(Ⅰ)を取得していた事業所において、8月中に算定要件が変動した場合

例：特定事業所加算（Ⅰ）を取得していた事業所において、8月中に算定要件が変動した場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定できる加算	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)→(Ⅱ)	(Ⅱ)	(Ⅱ)	(Ⅱ)	(Ⅱ)	(Ⅱ)	(Ⅱ)	(Ⅱ)	(Ⅱ)
				変更 Ⅰ→Ⅱ							

○8月の実績において、(Ⅰ)の要件を満たさないケース…8月は要件を満たさない。このため8月から(Ⅰ)の算定はできないため、速やかに(Ⅱ)への変更届を行う。

【加算】17.特定事業所加算 厚生労働省Q&A

<特定事業所加算>

Q.加算の要件中「(6)当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。」とあり、「毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない」とあるが、各年4月に算定するにあたり、事業所は報酬算定にかかる届出までに研修計画を定めれば算定できるのか。

24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.267「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)」の送付について / 109

A.算定できる。各年4月に算定するにあたっては、報酬算定に係る届出までに研修計画を定めることとなる。

<特定事業所加算について>

Q.特定事業所加算は、今般の改正により2段階から3段階へ見直しとなったが、特定事業所加算(Ⅰ)を算定している事業所が、引き続き特定事業所加算(Ⅰ)を算定する場合又は特定事業所加算(Ⅱ)を算定している事業所が、引き続き特定事業所加算(Ⅱ)を算定する場合は、体制等状況一覧表の届出が必要であるか。

27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について / 184

A.特定事業所加算については、体制状況等一覧表と同時に特定事業所加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)を届け出る必要があり、今般の改正による算定要件等の見直しに即して、それぞれについて届出を必要とする。
また、新たに特定事業所加算(Ⅲ)を算定する事業所も、届出が必要である。

【加算】17.特定事業所加算 厚生労働省Q&A

<特定事業所加算について>

Q.特定事業所加算に「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」が加えられたが、この要件は、平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用となっている。新規に加算を取得する事業所又は既に特定事業所加算を取得している事業所は、当該要件は満たしてなくても、平成27年4月から加算を取得できると考えてよいのか。また、適用日に合わせて体制等状況一覧表の届出は必要であるか。

27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について /185

A.適用日以前は、要件を満たしていなくても加算は取得できる。また、体制等状況一覧表は、適用日の属する月の前月の15日までに届出する必要がある。

<特定事業所加算について>

Q.特定事業所加算に「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」が加えられたが、実習受入以外に該当するものは何か。例えば、地域で有志の居宅介護支援事業所が開催する研修会を引き受けるといった場合は含まれるのか。
また、実習受入れの際に発生する受入れ経費(消耗品、連絡経費等)は加算の報酬として評価されていると考えてよいのか。(実務研修の受入れ費用として、別途、介護支援専門員研修の研修実施機関が負担すべきか否か検討をしているため)

27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について /186

A.OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修(地域同行型実地研修)や、市町村が実施するケアプラン点検に主任介護支援専門員を同行させるなどの人材育成の取組を想定している。

当該事例についても要件に該当し得るが、具体的な研修内容は、都道府県において適切に確認されたい。

また、実習受入れの際に発生する受入れ経費(消耗品費、連絡経費等)の取扱いについては、研修実施機関と実習を受け入れる事業所の間で適切に取り決められたい。

【加算】17.特定事業所加算 厚生労働省Q&A

<特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)について>

Q.特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)において、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施することが要件とされ、解釈通知において、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに事例検討会等に係る次年度の計画を定めることとされているが、平成30年度はどのように取扱うのか。

30.3.23 事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)」の送付について /136

A.

●平成30年度については、事例検討会等の概略や開催時期等を記載した簡略的な計画を同年度4月末日までに定めることとし、共同で実施する他事業所等まで記載した最終的な計画を9月末日までに定めることとする。

●なお、9月末日までに当該計画を策定していない場合には、10月以降は特定事業所加算を算定できない。

<特定事業所加算について>

Q.特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅲ)において新たに要件とされた、他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会等については、市町村や地域の介護支援専門員の職能団体等と共同して実施した場合も評価の対象か。

30.3.23 事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)」の送付について /137

A.

●貴見のとおりである。

●ただし、当該算定要件における「共同」とは、開催者か否かを問わず2法人以上が事例検討会等に参画することを指しており、市町村等と共同して実施する場合であっても、他の法人の居宅介護支援事業者が開催者又は参加者として事例検討会等に参画することが必要である。

【加算】17.特定事業所加算 厚生労働省Q&A

<特定事業所加算(Ⅳ)について>

Q.特定事業所加算(Ⅳ)については、前々年度の3月から前年度の2月までの間における退院・退所加算及びターミナルケアマネジメント加算の算定実績等を算定要件とし、平成31年度より算定可能とされたが、要件となる算定実績について平成31年度はどのように取り扱うのか。

30.3.23 事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)」の送付について /138

A.

●平成31年度に限っては、前々年度の3月において平成30年度介護報酬改定が反映されていないため、退院・退所加算及びターミナルケアマネジメント加算それぞれについて、以下の取扱いとする。

【退院・退所加算】

平成29年度3月における退院・退所加算の算定回数と平成30年度4月から同年度2月までの退院・退所加算の算定に係る病院等との連携回数の合計が35回以上である場合に要件を満たすこととする。

【ターミナルケアマネジメント加算】

平成30年度の4月から同年度の2月までの算定回数が5回以上である場合に要件を満たすこととする。

●なお、退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る病院等との連携回数の合計により、例えば、特定事業所加算(Ⅳ)を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院・退所加算(Ⅰ)イを10回、退院・退所加算(Ⅱ)ロを10回、退院・退所加算(Ⅲ)を2回算定している場合は、それらの算定に係る病院等との連携回数は合計36回であるため、要件を満たすこととなる。

【加算】17.特定事業所加算 厚生労働省Q&A

<特定事業所加算>

Q.特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)及び(A)において新たに要件とされた、「必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること」については、必要性を検討した結果、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスを位置付けたケアプランが事業所の全てのケアプランのうち1件もない場合についても算定できるのか。

3.3.26 事務連絡「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について /113

A.算定できる。なお、検討の結果位置付けなかった場合、当該理由を説明できるようにしておくこと。

<特定事業所加算>

Q.特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)及び(A)において新たに要件とされた、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは具体的などのようなサービスを指すのか。

3.3.26 事務連絡「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について /114

A.指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)3(7)④を参照されたい。

《参考》

●通知:第2の3(7)④

居宅サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立つて作成されることが重要である。このため、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。

なお、介護支援専門員は、当該日常生活全般を支援する上で、利用者の希望や課題分析の結果を踏まえ、地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが望ましい。

【加算】17.特定事業所加算 厚生労働省Q&A

<特定事業所加算>

Q.「家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」について、自ら主催となって実施した場合や「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施」した場合も含まれるか。

6.3.15 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について /116

A.含まれる。

<特定事業所加算>

「家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」について、これらの対象者に対し支援を行った実績は必要か。

6.3.15 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について /117

A.

●事例検討会、研修等に参加していることを確認できればよく、支援実績までは要しない。

●なお、当該要件は、介護保険以外の制度等を活用した支援が必要な利用者又はその家族がいた場合に、ケアマネジャーが関係制度や関係機関に適切に繋がれるよう必要な知識等を修得することを促すものであり、ケアマネジャーに対しケアマネジメント以外の支援を求めるものではない。

【加算】17.特定事業所加算 厚生労働省Q&A

<特定事業所加算>

Q.新設された特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ)の重度要介護者等対応要件である看取り期の利用者への対応実績について、前年度又は算定日が属する月の前3月間における実績と算定期間の具体的な関係性如何。

6.5.17 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6)(令和6年5月17日)」の送付について /1

A.算定要件に該当する者の対応実績と算定の可否については以下のとおり。(前々年度には対応実績がなかったものとした場合)

前年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対応実績		○	○	○				○	○	○	○	
算定可否	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○

当該年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対応実績												
算定可否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月 15 日)問1は削除する。

【加算】18.特定事業所医療介護連携加算

【基本法令】

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号） 最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

別に厚生労働大臣が定める基準（【関連告示】参照）に適合しているとして市町村長等に届け出た指定居宅介護支援事業所には、次の区分に従い1か月につき所定単位数を加算する。

加算区分	加算単位数
特定事業所医療介護連携加算	125単位

【関連告示】

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号） 最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

☐ 厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合。

- ① 前々年度3月～前年度2月までの間に、退院・退所加算を35回以上算定。
- ② 前々年度3月～前年度2月までの間に、ターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定。
- ③ 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定。

【加算】18.特定事業所医療介護連携加算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正：令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

（1）基本的取扱方針

特定事業所医療介護連携加算の対象となる事業所では、日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う。

（2）具体的運用方針

上記【関連告示】に規定する各要件の取扱については、次による。

a) 退院・退所加算の算定実績は、退院・退所加算の算定回数ではなく、病院等との連携回数が、本加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間に35回以上。

b) ターミナルケアマネジメント加算の算定実績は、本加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間に算定回数が5回以上。

他の要件を満たす場合でも、特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していない月は、本加算は算定できない。

【加算】19.入院時情報連携加算 【改定】

【基本法令】

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号） 最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

利用者が病院・診療所に入院するに当たり、病院・診療所の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき1か月に1回を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準（【関連告示】参照）の区分に従い、所定単位数を加算する。

① 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位

② 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位

ただし、①②のいずれかの加算を算定している場合には、もう一方の加算は算定しない。

【関連告示】

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号） 最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

□ 厚生労働大臣が定める基準

区 分	基 準
① 入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日（入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、指定居宅介護支援事業所における運営規程（指定居宅介護支援等基準第18条に規定する運営規程をいう。以下この号において単に「運営規程」という。）に定める営業時間終了後に、又は運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。）のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
② 入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日（イに規定する入院した日を除き、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して三日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。）に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

【加算】19.入院時情報連携加算 [改定]

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

(1)総論

①「必要な情報」とは、以下のものをいう。

- a)当該利用者の心身の状況(例えば疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など)
- b)生活環境(例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など)
- c)サービスの利用状況

② 入院時情報連携加算の算定

利用者1人につき、1か月に1回を限度として算定。

③ 記録・情報提供の方法

- a)情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について居宅サービス計画等に記録。
- b)情報提供の方法として、居宅サービス計画等の活用。

(2)入院時情報連携加算(Ⅰ)

利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定。

(3)入院時情報連携加算(Ⅱ)

利用者が入院してから4日以上7日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定。

【加算】19.入院時情報連携加算 厚生労働省Q&A

<入院時情報連携加算>

Q.前月に居宅サービス計画に基づき介護保険サービスを利用していた利用者について、当該月分の居宅サービス計画の作成及び介護保険サービスの利用がなされていない状況で、病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合における入院時情報連携加算算定の取扱いについて具体的に示されたい。

21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) / 64

A.居宅サービス計画に基づいて介護保険サービスを利用した翌月の10日(前月の介護給付費等の請求日)までに、当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合に限り、算定可能である。

したがって、下記の例においては、A、Bは算定可能であるが、10日を過ぎて情報提供をおこなったCについては算定することができない。

<例>

6/1-	介護保険サービス利用
7/1-7/5	介護保険サービス利用なし → 情報提供A
7/5	入院
7/7	→情報提供B
7/10	6月分請求日
7/12	→情報提供C

【加算】19.入院時情報連携加算 厚生労働省Q&A

<入院時情報連携加算について>

Q.先方と口頭でのやりとりがない方法(FAXやメール、郵送等)により情報提供を行った場合には、送信等を行ったことが確認できれば入院時情報連携加算の算定は可能か。

30.3.23 事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)」の送付について /139

A.入院先の医療機関とのより確実な連携を確保するため、医療機関とは日頃より密なコミュニケーションを図ることが重要であり、FAX等による情報提供の場合にも、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて居宅サービス計画等に記録しておかなければならない。

<入院時情報連携加算>

Q.入院日以前の情報提供については、入院何日前から認められるか。

6.3.15 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について /118

A.特段の定めは設けていないが、情報提供日から実際の入院日までの間隔があまりにも空きすぎている場合には、入院の原因等も踏まえた上で適切に判断すること。

【加算】19.入院時情報連携加算 厚生労働省Q&A

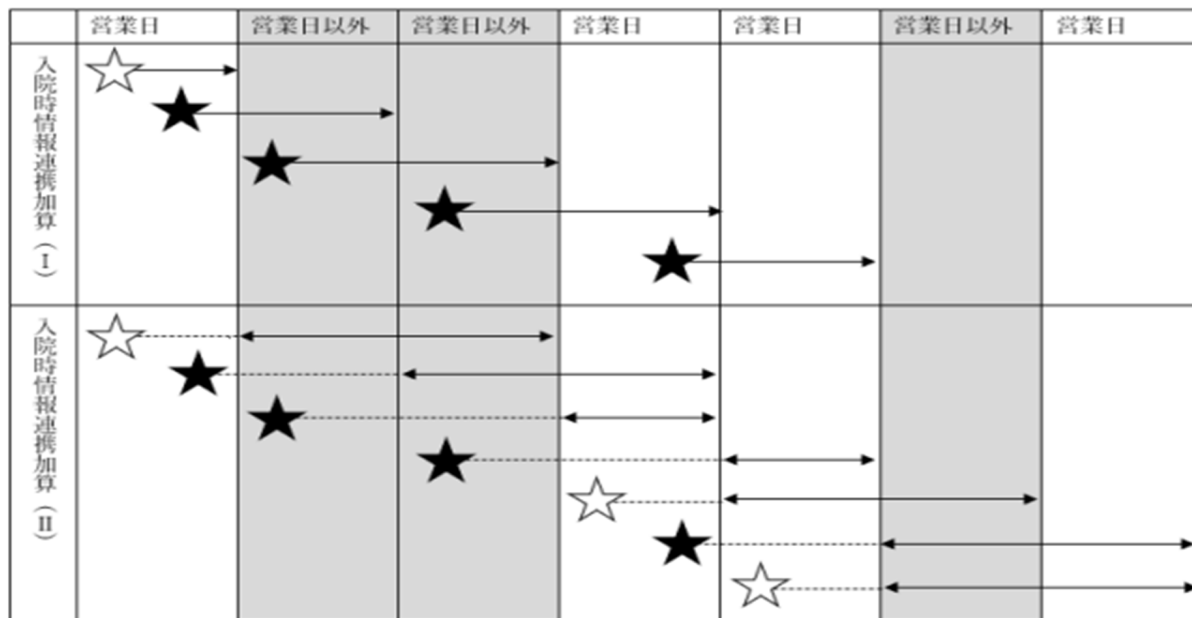
<入院時情報連携加算について>

Q.入院時情報連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、入院したタイミングによって算定可能な日数が変わるが、具体的に例示されたい。

6.3.15 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について /119

A.下図のとおり。

☆…入院 ★…入院(営業時間外) → 情報提供



【加算】20.退院・退所加算

【基本法令】

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号） 最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

□ 退院・退所加算

(1) 利用者(※1)が退院・退所(※2)し、居宅で居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する際に、次の①～③を行った場合
⇒ 厚生労働大臣が定める区分(【関連告示】参照)に従い、入院(所)期間中に1回を限度として所定単位数を加算。

- ① 退院・退所に当たって病院等の職員(※3)と面談を行い、必要な情報の提供を受ける。
- ② 居宅サービス計画を作成する。
- ③ 居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行う(※4)。

(2)次表いずれかの加算を算定する場合は、その他の加算は算定しない。

(3)初回加算を算定する場合は、算定しない。

a	退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位
b	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位
c	退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位
d	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位
e	退院・退所加算(Ⅲ)	900単位

(※1)病院もしくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設もしくは介護保険施設に入所していた者。

(※2)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は指定介護老人福祉施設の在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。

(※3)病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設の職員。

(※4)同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。

【加算】20.退院・退所加算

【関連告示】

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号） 最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

□ 退院・退所加算

① 退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院等(※5)の職員からの情報提供	⇒ カンファレンス以外の方法により1回。
② 退院・退所加算(Ⅰ)ロ		⇒ カンファレンスにより1回。
③ 退院・退所加算(Ⅱ)イ		⇒ カンファレンス以外の方法により2回以上。
④ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ		⇒ 2回、うち1回以上はカンファレンスによる。
⑤ 退院・退所加算(Ⅲ)		⇒ 3回以上、うち1回以上はカンファレンスによる。

(※5)病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設

【加算】20.退院・退所加算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正：令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

□ 退院・退所加算

(1) 病院もしくは介護保険施設等（以下「病院等」という）に入院（所）していた者が退院・退所（※6）し、居宅で居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する際に、次の①～③を行った場合、サービスの利用開始月に所定単位数を算定する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。

① 退院・退所にあたって病院等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受ける。

⇒ 必要な情報については別途定める。

② 居宅サービス計画を作成する。

③ 居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行う。

(2) 本加算の算定区分は次の①～③により、入院（所）期間中1回（※7）のみ算定できる。また、面談は、ガイドライン等を遵守したうえでテレビ電話装置等を活用して行うことができる（利用者又はその家族が参加する場合は同意を得たうえで）。

① 退院・退所加算（Ⅰ）イ・□	病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合に算定可能。 うち（Ⅰ）□については、カンファレンスの場合に限る。
② 退院・退所加算（Ⅱ）イ・□	a) 退院・退所加算（Ⅱ）イ ⇒ 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合に算定可能。 b) 退院・退所加算（Ⅱ）□ ⇒ 病院等の職員からの情報収集を2回行い、うち1回以上はカンファレンスによる場合に算定可能。
③ 退院・退所加算（Ⅲ）	⇒ 病院等の職員からの情報収集を3回以上行い、うち1回以上はカンファレンスによる場合に算定可能。

（※6）退院・退所後に在宅・入所相互利用加算を算定する場合は、対象外。

（※7）医師等からの要請により、退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む。

【加算】20.退院・退所加算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正：令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

□ 退院・退所加算

1) 病院もしくは介護保険施設等（以下「病院等」という）に入院（所）していた者が退院・退所（※6）し、居宅で居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する際に、次の①～③を行った場合、サービスの利用開始月に所定単位数を算定する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。

① 退院・退所にあたって病院等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受ける。

⇒ 必要な情報については別途定める。

② 居宅サービス計画を作成する。

③ 居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行う。

（2）本加算の算定区分は次の①～③により、入院（所）期間中1回（※7）のみ算定できる。また、面談は、ガイドライン等を遵守したうえでテレビ電話装置等を活用して行うことができる（利用者又はその家族が参加する場合は同意を得たうえで）。

① 退院・退所加算（Ⅰ）イ・□

病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合に算定可能。

うち（Ⅰ）□については、カンファレンスの場合に限る。

② 退院・退所加算（Ⅱ）イ・□

a) 退院・退所加算（Ⅱ）イ

⇒ 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合に算定可能。

b) 退院・退所加算（Ⅱ）□

⇒ 病院等の職員からの情報収集を2回行い、うち1回以上はカンファレンスによる場合に算定可能。

③ 退院・退所加算（Ⅲ）

⇒ 病院等の職員からの情報収集を3回以上行い、うち1回以上はカンファレンスによる場合に算定可能。

（※6）退院・退所後に在宅・入所相互利用加算を算定する場合は、対象外。

（※7）医師等からの要請により、退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む。

【加算】20.退院・退所加算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

☐ 退院・退所加算

(※8)診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件。具体的には、入院中の病院等の医師又は看護師が、患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の医師(若しくは看護師等)、保険医である歯科医師(若しくはその指示を受けた歯科衛生士)、保険薬局の薬剤師、訪問看護ステーションの訪問看護師等(准看護師を除く)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行うことが規定されている。
照)

(※9)指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下b)において「基準」という)第134条第6・7項に基づき行われる援助及び情報提供等(運営基準「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の『入所者・退所者への対応』参

(※10)基準第131条第1項に地域密着型介護老人福祉施設に置くことが定められている従業者。

(※11)指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号。以下c)において「基準」という)第7条第6項及び第7項に基づき行われる援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等(運営基準「介護老人福祉施設」の『入退所』参照)。

(※12)基準第2条に指定介護老人福祉施設に置くことが定められている従業者。

(※13)介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号。以下d)において「基準」という)第8条第6項に基づき行われる指導及び情報提供等(運営基準「介護老人保健施設」の『入退所』参照)。

(※14)基準第2条に介護老人保健施設に置くことが定められている医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者。

(※15)介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年1月18日厚生労働省令第5号。以下e)において「基準」という)第12条第6項に基づき行われる指導及び情報提供等(運営基準「介護医療院」の『入退所』参照)

【加算】20.退院・退所加算

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

☐ 退院・退所加算

※16)基準第4条に介護医療院に置くことが定められている医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者。

(※17)健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下f)において「基準」という)第9条第5項に基づき行われる指導及び情報提供等(運営基準「介護療養型医療施設」の『入所者・退所者への対応』参照)。

(※18)基準第2条に介護療養型医療施設に置くことが定められている従業者。

【加算】20.退院・退所加算 厚生労働省Q&A

<退院・退所加算>

Q.退院・退所加算の算定に当たり、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用した場合、具体的にいつの月に算定するのか。

21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) /65

A.退院又は退所に当たって、保険医療機関等の職員と面談等を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合で、当該利用者が居宅サービス又は地域密着型サービスの利用を開始した月に当該加算を算定する。ただし、利用者の事情等により、退院が延長した場合については、利用者の状態の変化が考えられるため、必要に応じて、再度保険医療機関等の職員と面談等を行い、直近の情報を得ることとする。なお、利用者の状態に変化がないことを電話等で確認した場合は、保険医療機関等の職員と面談等を行う必要はない。

<退院・退所加算>

Q.病院等の職員と面談等を行い、居宅サービス計画を作成したが、利用者等の事情により、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用するまでに、一定期間が生じた場合の取扱いについて示されたい。

21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) /66

A.退院・退所加算については、医療と介護の連携の強化・推進を図る観点から、退院・退所時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行う際の評価を行うものである。また、当該情報に基づいた居宅サービス計画を作成することにより、利用者の状態に応じた、より適切なサービスの提供が行われるものと考えられることから、利用者が当該病院等を退院・退所後、一定期間サービスが提供されなかった場合は、その間に利用者の状態像が変化することが想定されるため、行われた情報提供等を評価することはできないものである。このため、退院・退所日が属する日の翌月末までにサービスが提供されなかった場合は、当該加算は算定することができないものとする。

<例>

6/20	退院・退所日が決まり、病院等の職員と面談等を行い、居宅サービス計画を作成
6/27	退院・退所日
6/27-8/1	サービス提供なし
8/1-	8月からサービス提供開始

上記の例の場合、算定不可

【加算】20.退院・退所加算 厚生労働省Q&A

<退院・退所加算>

Q.退院・退所加算の標準様式例の情報提供書の取扱いを明確にされたい。また、情報提供については、誰が記入することを想定しているのか。

21.4.17 介護保険最新情報vol.79 平成21年4月改定関係Q&A(vol.2) / 29

A.退院・退所加算の標準様式例の情報提供書については、介護支援専門員が病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、適切なケアプランの作成に資するために、利用者に関する必要な情報の提供を得るために示したものである。

したがって、当該情報提供書については、上記の趣旨を踏まえ、介護支援専門員が記入することを前提としているが、当該利用者の必要な情報を把握している病院等の職員が記入することを妨げるものではない。

なお、当該情報提供書は標準様式例であることを再度申し添える。

<退院・退所加算>

Q.入院又は入所期間中につき3回まで算定できるとあるが、入院期間の長短にかかわらず、必要の都度加算できるようになるのか、あるいは1月あたり1回とするのか。

また、同一月内・同一機関内の入退院(所)の場合はどうか。

24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.267「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)」の送付について / 110

A.利用者の退院・退所後の円滑な在宅生活への移行と、早期からの医療機関等との関係を構築していくため、入院等期間に関わらず、情報共有を行った場合に訪問した回数(3回を限度)を評価するものである。

また、同一月内・同一機関内の入退院(所)であっても、それぞれの入院・入所期間において訪問した回数(3回を限度)を算定する。

※ただし、三回算定することができるのは、そのうち一回について、入院中の担当医等との会議(カンファレンス)に参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明(診療報酬の退院時共同指導料二の注三の対象となるもの)を行った上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に限る。

【加算】20.退院・退所加算 厚生労働省Q&A

<退院・退所加算>

Q.退院・退所加算の標準様式例の情報提供書の取扱いを明確にされたい。また、情報提供については、誰が記入することを想定しているのか。

21.4.17 介護保険最新情報vol.79 平成21年4月改定関係Q&A(vol.2) / 29

A.退院・退所加算の標準様式例の情報提供書については、介護支援専門員が病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、適切なケアプランの作成に資するために、利用者に関する必要な情報の提供を得るために示したものである。

したがって、当該情報提供書については、上記の趣旨を踏まえ、介護支援専門員が記入することを前提としているが、当該利用者の必要な情報を把握している病院等の職員が記入することを妨げるものではない。

なお、当該情報提供書は標準様式例であることを再度申し添える。

<退院・退所加算>

Q.入院又は入所期間中につき3回まで算定できるとあるが、入院期間の長短にかかわらず、必要の都度加算できるようになるのか、あるいは1月あたり1回とするのか。

また、同一月内・同一機関内の入退院(所)の場合はどうか。

24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.267「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)」の送付について / 110

A.利用者の退院・退所後の円滑な在宅生活への移行と、早期からの医療機関等との関係を構築していくため、入院等期間に関わらず、情報共有を行った場合に訪問した回数(3回を限度)を評価するものである。

また、同一月内・同一機関内の入退院(所)であっても、それぞれの入院・入所期間において訪問した回数(3回を限度)を算定する。

※ただし、三回算定することができるのは、そのうち一回について、入院中の担当医等との会議(カンファレンス)に参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明(診療報酬の退院時共同指導料二の注三の対象となるもの)を行った上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に限る。

【加算】20.退院・退所加算 厚生労働省Q&A

<退院・退所加算>

Q.病院に入院・退院し、その後老健に入所・退所した場合の算定方法は、次の①～③のいずれか。

- ① 病院、老健でそれぞれ算定。
- ② 病院と老健を合わせて算定。
- ③ 老健のみで算定。

24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.267「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)」の送付について / 111

A.退院・退所に当たっては、共有した情報に基づき居宅サービス計画を作成することにより、より適切なサービスの提供が行われるものと考えられることから、利用者の状態を適切に把握できる直近の医療機関等との情報共有に対し評価すべきものであり、本ケースにおいては③で算定する

<退院・退所加算>

Q.「医師等からの要請により～」とあるが、医師等から要請がない場合(介護支援専門員が自発的に情報を取りに行った場合)は、退院・退所加算は算定できないのか。

24.3.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.273「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)(平成24年3月30日)」の送付について / 19

A.介護支援専門員が、あらかじめ医療機関等の職員と面談に係る日時等の調整を行った上で、情報を得た場合も算定可能。

ただし、3回加算を算定することができるのは、3回のうち1回について、入院中の担当医等との会議(カンファレンス)に参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明(診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料二の注3の対象となるもの)を行った上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に限る。

なお、当該会議(カンファレンス)への参加については、3回算定できる場合の要件として規定しているものであるが、面談の順番として3回目である必要はなく、また、面談1回、当該会議(カンファレンス)1回の計2回、あるいは当該会議1回のみの算定も可能である。

【加算】20.退院・退所加算 厚生労働省Q&A

<退院・退所加算>

Q.退院・退所加算について、「また、上記にかかる会議(カンファレンス)に参加した場合は、(1)において別途定める様式ではなく、当該会議(カンファレンス)等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。」とあるが、ここでいう居宅サービス計画等とは、具体的にどのような書類を指すのか。

24.3.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.273「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)(平成24年3月30日)」の送付について / 20

A.

居宅サービス計画については、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日付け老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)において、標準例として様式をお示ししているところであるが、当該様式の中であれば第5表の「居宅介護支援経過」の部分が想定され、それ以外であれば上記の内容を満たすメモ等であっても可能である。

<退院・退所加算>

Q.入院中の担当医等との会議(カンファレンス)に参加した場合、当該会議等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について記録し、『利用者又は家族に提供した文書の写し』を添付することになっているが、この文書の写しとは診療報酬の退院時共同指導料算定方法でいう「病院の医師や看護師等と共同で退院後の在宅療養について指導を行い、患者に情報提供した文書」を指すと解釈してよい。

24.3.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.273「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)(平成24年3月30日)」の送付について / 21

A.

そのとおり。

【加算】20.退院・退所加算 厚生労働省Q&A

<退院・退所加算>

Q.転院・転所前の医療機関等から提供された情報を居宅サービス計画に反映した場合、退院・退所加算を算定することは可能か。

24.4.25 事務連絡 介護保険最新情報vol.284「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol. 3)(平成24年4月25日)」の送付について / 7

A.

可能である。

退院・退所加算は、原則、利用者の状態を適切に把握できる退院・退所前の医療機関等との情報共有に対し評価するものであるが、転院・転所前の医療機関等から提供された情報であっても、居宅サービス計画に反映すべき情報であれば、退院・退所加算を算定することは可能である。
なお、この場合においても、退院・退所前の医療機関等から情報提供を受けていることは必要である。

<退院・退所加算>

Q.4月に入院し、6月に退院した利用者で、4月に1回、6月に1回の計2回、医療機関等から必要な情報の提供を受けた場合、退院・退所加算はいつ算定するのか。

24.4.25 事務連絡 介護保険最新情報vol.284「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol. 3)(平成24年4月25日)」の送付について / 8

A.

利用者の退院後、6月にサービスを利用した場合には6月分を請求する際に、2回分の加算を算定することとなる。

なお、当該月にサービスの利用実績がない場合等給付管理票が作成できない場合は、当該加算のみを算定することはできないため、例えば、6月末に退院した利用者、7月から居宅サービス計画に基づいたサービスを提供しており、入院期間中に2回情報の提供を受けた場合は、7月分を請求する際に、2回分の加算を算定することが可能である。ただし、退院・退所後の円滑なサービス利用につなげていることが必要である。

【加算】20.退院・退所加算 厚生労働省Q&A

<退院・退所加算について>

Q.退院・退所加算(Ⅰ)口、(Ⅱ)口及び(Ⅲ)の算定において評価の対象となるカンファレンスについて、退所施設の従業者として具体的にどのような者の参加が想定されるか。

30.3.23 事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)」の送付について /140

A.退所施設からの参加者としては、当該施設に配置される介護支援専門員や生活相談員、支援相談員等、利用者の心身の状況や置かれている環境等について把握した上で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に必要な情報提供等を行うことができる者を想定している。

【加算】20.退院・退所加算 厚生労働省Q&A

<退院・退所加算>

Q. 令和2年度診療報酬改定では、効率的な情報共有・連携を促進する観点から、情報通信機器を用いたカンファレンスの実施が進むように要件が見直されるが、利用者又はその家族の同意を得た上で、ICTを活用して病院等の職員と面談した場合、退院・退所加算を算定してよいか。

「2019 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和2年3月30 日)」及び「居宅介護支援の退院・退所加算に関するQ&A(令和2年3月30 日)」の送付について

A. 差し支えない。なお、当該取り扱いとは令和2年4月以降に面談を行う場合に適用することとし、カンファレンス以外の方法によるものも含む。

《参考1》指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生告示第20号)

(抄)

・別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表

居宅介護支援費

ホ 退院・退所加算

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のヨ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのツの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。))し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。))には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ 退院・退所加算(Ⅰ)イ 450 単位

ロ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ 600 単位

ハ 退院・退所加算(Ⅱ)イ 600 単位

ニ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ 750 単位

ホ 退院・退所加算(Ⅲ) 900 単位

《参考2》指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)(抄)

・第3 居宅介護支援費に関する事項

13 退院・退所加算について(1)総論

病院若しくは診療所への入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設(以下「病院等」という。))への入所をしていた者が退院又は退所(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。))し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は対処に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、当該利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始月に所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない、なお、利用者に関する必要な情報については、別途定めることとする。

(2)、(3) (略)

【加算】20.退院・退所加算 厚生労働省Q&A

<退院・退所加算>

Q.カンファレンスに参加した場合は、「利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること」としているが、具体例を示されたい。

3.3.26 事務連絡「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について /120

A.

●具体例として、次のような文書を想定しているが、これらの具体例を踏まえ、個々の状況等に応じて個別具体的に判断されるものである。

●なお、カンファレンスに参加した場合の記録については、居宅介護支援経過(第5表)の他にサービス担当者会議の要点(第4表)の活用も可能である。

<例>

・カンファレンスに係る会議の概要、開催概要、連携記録 等

【加算】21.通院時情報連携加算〔改定〕

【基本法令】

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号） 最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

ト 通院時情報連携加算 50単位

注 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

18 通院時情報連携加算

当該加算は、利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行うものである。なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師又は歯科医師等と連携を行うこと。

【加算】21.通院時情報連携加算 厚生労働省Q&A

<通院時情報連携加算>

Q.通院時情報連携加算の「医師等と連携を行うこと」の連携の内容、必要性や方法について、具体的に示されたい。

3.3.26 事務連絡「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について /118

A.

●通院時に係る情報連携を促す観点から、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)第3の「15 通院時情報連携加算」において、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けることとしている。

●なお、連携にあたっては、利用者に同席する旨や、同席が診療の遂行に支障がないかどうかを事前に医療機関に確認しておくこと。

【加算】21.緊急時等居宅カンファレンス加算

【基本法令】指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号） 最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

□ 緊急時等居宅カンファレンス加算

- ① 病院・診療所の求めにより、
- ② 当該病院・診療所の医師・看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、
- ③ 必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合は、利用者1人につき1月に2回を限度として200単位を加算。

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正:令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

□ 緊急時等居宅カンファレンス加算

(1)緊急時等居宅カンファレンス加算を算定する場合は、

- ① カンファレンスの実施日(※)
 - ② カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名
 - ③ そのカンファレンスの要点
を居宅サービス計画等に記載する。
- (※)指導した日が異なる場合は指導日もあわせて記載。

(2)緊急時等居宅カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施される。

⇒ 利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス・地域密着型サービスの調整を行うなど適切に対応する。

【加算】21.緊急時等居宅カンファレンス加算 厚生労働省Q&A

＜緊急時等居宅カンファレンス加算＞

Q.カンファレンス後に入院などで給付管理を行わない場合には、加算のみを定できるのか。

介護保険最新情報vol.267「平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (平成24年3月16日)」の送付について

A.

月の途中で利用者が入院した場合などと同様、居宅介護支援を算定できる場合には、当該加算も算定することが出来るが、サービスの利用実績がない場合等給付管理票が作成できない場合は居宅介護支援を算定することができないため、当該加算についても算定できない。

＜緊急時等居宅カンファレンス加算＞

Q.「必要に応じてサービスの利用に関する調整を行った場合」とあるが、結果として調整しなかった場合も算定できるのか。

介護保険最新情報vol.267「平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (平成24年3月16日)」の送付について

A.

当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるところであるが、結果的に調整の必要性が生じなかった場合についても評価をするものであり算定できる。

【加算】22.ターミナルケアマネジメント加算 【改定】

【基本法令】

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号） 最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

□ ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した末期の悪性腫瘍の利用者に対して、指定居宅介護支援事業所(※)が、次の①～③の通り、利用者の状況把握や情報提供を行った場合。

⇒ 1月につき400単位を加算。

- ① 利用者又はその家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問。
 - ② 利用者の死亡日・死亡日前14日以内に2日以上、上記①の訪問を実施。
 - ③ 利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供。
- (※)厚生労働大臣が定める基準(【関連告示】参照)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所。

【関連告示】

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号） 最終改正:令和6年3月15日厚生労働省告示第86号

□ 厚生労働大臣が定める基準

次のいずれにも該当する。

- ① ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者に24時間連絡できる体制を確保。
- ② 必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備。

【加算】22.ターミナルケアマネジメント加算 【改定】

【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）最終改正：令和6年4月18日老高発0418第1号、老認発0418第1号、老老発0418第1号

□ ターミナルケアマネジメント加算

(1)本加算を算定する月	① 在宅で死亡した利用者の死亡月に算定。 ② 利用者の居宅を最後に訪問した月と利用者の死亡月が異なる場合は死亡月に算定。
(2)本加算を算定する事業所	① 本加算は、1人の利用者に対し1か所の居宅介護支援事業所に限り算定できる。 ② 算定要件を満たす事業所が複数ある場合は、利用者が死亡日又はそれに最も近い日に利用した居宅サービスを位置づけた居宅サービス計画を作成した事業所が算定。
(3)利用者の記録	利用者がターミナルケアマネジメントを受けることを同意した以降は、次の事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録。 ① 終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化、これらに対して居宅介護支援事業者が行った支援の記録 ② 利用者への支援にあたり、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録
(4)死亡直前の搬送	ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24 時間以内に死亡が確認された場合は、本加算を算定することができる。
(5)本人の意思を尊重したターミナルケア	厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努める。